

議案第 2 1 号

安中市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例について

安中市建築基準法関係手数料条例を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

安中市建築基準法関係手数料条例（平成19年安中市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第6に次のように加える。

令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	27,000円
令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	27,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。